(ｲ)　評価値が、標準点を予定価格で除した数値(「基準評価値」)に対して下回らないこと。
②　第１号３(1)②に同じ
(2)　総合評価の方法
①　第１号３(2)①に同じ
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ｱ)、(ｲ)のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(ｳ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
(ｱ)　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「鋼製地中連続壁の施工における精度・品質確保対策に関わる具体的な提案」
(ｲ)　工事全般の施工計画
(ｳ)　施工体制（施工体制評価点）
③　第１号３(2)③に同じ
④　第１号３(2)④に同じ
⑤　②(ｱ)の「鋼製地中連続壁の施工における精度・品質確保対策に関わる具体的な提案」の技術提案［ＶＥ提案］については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。
②(ｲ)の「工事全般の施工計画」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、内容に応じて、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（０点）により評価を行い加算点を与える。なお未提出である又は全ての提案が不適切である場合は欠格とする。
(3)　第１号３(3)に同じ
(4)　(2)②(ｱ)「鋼製地中連続壁の施工における精度・品質確保対策に関わる具体的な提案」については、受注者の責により入札時の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティとして、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目毎に５点減ずる。
(5)　第１号３(5)に同じ
4　入札手続等
(1)～(5)　第１号４(1)～(5)に同じ
(6)　第１号４(6)に同じ
①～②　第１号４(6)①～②に同じ
③　郵送等による入札の受領期限は、平成25年12月17日12時00分　送付先は、関東地方整備局総務部契約課契約第一係。
開札は、平成25年12月20日11時30分　関東地方整備局総務部契約課にて行う。
なお、落札決定の日は開札の翌日を予定する。
5　その他
(1)～(15)　第１号５(1)～(15)に同じ
(16)　一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者の参加　上記２(1)に掲げる一般競争参加資格又は特定建設工事共同企業体の認定を受けていない者も上記４(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
(17)～(18)　第１号５（17～18）に同じ
6　Summary
(1)～(2)　The same with notice above (NO. 1)
(3)　Subject matter of the contract : Construction work of the Yokohama-Shonann-douro Fujisawa tatekou.
(4)～(6)　The same with notice above (NO. 1)

○第３号

1　工事概要
(1)　品目分類番号　41
(2)　工事名　蒲田歩道橋工事（電子入札対象案件）
(3)　工事場所　東京都大田区南蒲田１丁目地先
(4)　工事内容　蒲田歩道橋
西デッキ：鋼床版箱桁橋　橋長　Ｌ＝51.8m、支間長　Ｌ＝27.0m＋27.0m、幅員　3.0m
歩専デッキ：鋼床版箱桁橋　橋長　Ｌ＝43.6m、支間長　Ｌ＝43.6m、幅員　5.2m
嵩上デッキ：鋼床版箱桁橋　橋長　Ｌ＝16.5m、コンコース取付部　１式
工場製作工　約270ｔ、工場塗装工　約5,300㎡、輸送工　１式、架設工　１式（クレーンベント架設）、現場塗装工　約350㎡、橋面舗装工　約700㎡、下部工　１式（既製杭工　56本、場所打ち杭工　３本）
(5)　工期　契約締結の翌日から平成27年３月31日まで。
(6)　使用する主要な資機材　鋼材　約270ｔ
(7)～(12)　第１号１(7)～(12)に同じ
(13)　本工事は、調査基準価格を下回った価格をもって契約する者に対して実施する工事完成後の工事コスト調査において、工事コスト調査結果の内容と、低入札調査時の重点調査の内容が著しく乖離した場合においては、施工体制台帳の確認やヒアリングの実施等を行い、乖離理由を検討したうえで場合によっては工事成績評定を減ずる試行対象工事である。なお、工事コスト調査の内訳については、工事コスト調査終了後関東地方整備局又は川崎国道事務所のホームページにより公表する。
(14)　本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
(15)～(19)　第１号１(15)～(19)に同じ
2　競争参加資格
(1)　第１号２(1)に同じ
(2)　関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における鋼橋上部工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
(3)　第１号２(4)に同じ
(4)　平成10年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の製作及び架設の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
(ｱ)　最大支間長が35m以上の道路橋または歩道橋の工事で上部工事であること。
(ｲ)　供用中の道路を規制（車線減少、または切り回し、または通行止め）した施工実績を有すること。
ただし、上記(ｱ)、(ｲ)は同一工事であること。
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有し、他の構成員は、上記(ｱ)の施工実績を有すること。
また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
(5)　第１号２(6)に同じ
(6)　第１号２(7)に同じ
①　第１号２(7)①に同じ
②　１人の者が、平成10年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した上記(4)に掲げる工事の架設現場に従事した経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。
なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。経常建設共同企業体にあっては、１社の主任技術者又は監理技術者が上記の工事経験を有していればよい。
また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事においての経験のみ同種工事の経験として認める。
③　第１号２(7)③に同じ
(7)～(10)　第１号２(8)～(11)に同じ
3　総合評価に関する事項
(1)　第１号３(1)に同じ
(2)　総合評価の方法
①　第１号３(2)①に同じ
②　「加算点」の算出方法は、予定価格の制限の範囲内での入札参加者のうち、下記(ｱ)、(ｲ)のそれぞれの評価項目毎に評価を行い加算点を算出する。また、「施工体制評価点」は下記(ｳ)の評価項目を評価して算出する。なお、「施工体制評価点」の低い者に対しては「加算点」を減ずる場合がある。
(ｱ)　技術提案［ＶＥ提案］の項目として「上部工架設の精度確保に係わる具体的な提案」
(ｲ)　工事全般の施工計画
(ｳ)　施工体制（施工体制評価点）
③～④　第１号３(2)③～④に同じ
⑤　②(ｱ)の「上部工架設の精度確保に係わる具体的な提案」については、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、提案内容に応じて、それぞれ、Ⅴ（30点）、Ⅳ（23点）、Ⅲ（15点）、Ⅱ（８点）、Ⅰ（３点）及び不採用により評価を行い加算点を与える。